

平成23年第4回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成23年12月22日(木曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
4番	高 木 法 生	5番	萬 代 泰 生
6番	三 好 睦 子	7番	山 中 佳 子
8番	岩 本 明 央	9番	下 井 克 己
10番	河 本 芳 久	11番	西 岡 晃
12番	荒 山 光 広	13番	柴 崎 修一郎
14番	田 邊 諄 祐	15番	山 本 昌 二
17番	原 田 茂	19番	河 村 淳
20番	大 中 宏	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	布 施 文 子	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員 3名

3番	有 道 典 広	18番	村 上 健 二
21番	南 口 彰 夫		

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

議会事務局長	重 村 暢 之	議会事務局 主 査	岩 崎 敏 行
議会事務局 主 査	岡 崎 基 代		

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	金 子 彰	病院事業局長 管 理 部 長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	福 田 和 司
上下水道事業 局 長	久 保 毅	総務部次長	倉 重 郁 二
総 務 部 長	奥 田 源 良	総合政策部長 次	篠 田 洋 司
財 政 課 長			

総合政策部
地域情報課長
総合観光部
観光総務課長
教育長
消防長
美東総合
支所長
代表監査委員
教育委員会
事務局次長
市民福祉部
生活環境課長

末岡竜夫
大野義昭
永富康文
坂田文和
藤井勝巳
三好輝廣
石田淳司
佐々木郁夫

総合政策部
商工労働課長
上下水道事業局
管理業務課長
教育委員会
教務局長
会計管理者
秋芳総合
支所長
監査委員
建設経済部
農林課長
市民福祉部
地域福祉課長

松野哲治
三戸昌子
山田悦子
古屋勝美
杉本伊佐雄
西山宏史
西田良平
佐々木彰宣

6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 8号 美祢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 9号 美祢市立小学校設置条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 1号 平成23年度美祢市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 5 議案第 2号 平成23年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第 3号 平成23年度美祢市観光事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第 4号 平成23年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 5号 平成23年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第 6号 平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 10 議案第 7号 平成23年度美祢市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 11 議案第 10号 下関市・美祢市消防通信指令事務協議会の規約の制定及び設置について
- 日程第 12 議案第 11号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第 13 議案第 12号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

- 日程第 1 4 議案第 1 3 号 美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号 美祢市心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 美祢市火葬場の指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 土地改良事業の施行について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 4 議員派遣について

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議員派遣一覧、以上2件でございます。御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、馬屋原眞一議員、岡山隆議員を指名いたします。

日程第2、議案第8号から日程第23、議案第22号までを会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 登壇〕

建設観光委員長（馬屋原眞一君） おはようございます。只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

それでは、さきの本会議におきまして本委員会に付託されました議案9件につきまして、去る12月5日、午前9時30分より、村上委員を除く委員全員出席により、市道路線の認定に係る現地視察の後に、午前10時45分より机上審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、各会計において、歳出の人件費の補正で、人事異動に伴う給与の増減額補正につきましては、執行部からの説明は省略してもよい旨を通告いたしております。

まず、執行部より議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）についての説明がありました。

まず、農林費のうちの農業振興経費で、やまぐち集落営農生産拡大事業補助金1,793万7,000円は、県の補助事業で、経営改善に取り組む集落営農法人が麦・大豆・野菜の生産拡大を図るために、その計画に沿った共同利用機械の導入に対して補助金が交付されるものですとの説明と、中山間地域直接支払事業の99万4,000円は、傾斜がある圃場で営農に不利な中山間地域において、農業生産活

動や耕作放棄地の発生防止の維持活動を5年以上継続して行う集落協定に対し、傾斜の度合いにより補助金が交付されるもので、今回の増額補正は、協定活動面積の増加によるものですとの説明がありました。

また、災害復旧費の業務委託料2,257万5,000円は、平成22年度と平成23年度の災害により発生した倒木等が、現在美祢市の衛生センターの空き地に山積みしてある状況ですが、これを処理するための費用ですと説明があり、次に、現年発生災害復旧費3,477万円は、本年5月と8月の災害復旧で、河川災害による附帯工事が17箇所、道路災害による附帯工事8箇所と、それからの工事に関係しますNTT柱・中電柱及びケーブル等の移設の補償費用並びに査定業務や設計業務に係る時間外手当等であるとの説明でありました。

それでは、主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、やまぐち集落営農生産拡大事業補助金で、秋芳町の平野地区で農業法人が最近結成された旨の新聞報道を見たが、今回の補正に何らかの事業が入っているかとの問いに対し、執行部より、この県の事業につきましては、採択要件として、法人に対して補助金が支給されるということになっており、今後、規模拡大等の計画がなされ、平成24年度以降に要望いただき、県の採択があればということになりますので、今回の要望段階ではまだ法人になっていらっしゃいませんでしたので入っていないとの答弁でありました。

本議案についてその他の質疑はなく、意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成23年度美祢市観光事業特別会計補正予算(第3号)について、観光総務費142万6,000円、観光振興費298万9,000円をそれぞれ増額補正し、その財源として予備費を441万5,000円を減額し、それぞれ充当するもので、内容につきましては、人事異動に伴う人件費補正ですとの説明がありました。

本議案について質疑・意見を求めるもの意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号下関市・美祢市消防通信指令事務協議会の制定及び設置についての説明がありました。これは、美祢市消防本部と下関市消防局とが消防指令業務を共同運用することにより、消防部隊が広域的に柔軟かつ迅速に、そして効率的

な対応が可能になること、大規模災害や特殊災害などに対して精強な消防力で対応できること、さらには指令センターのシステム構築を一本化することで、施設整備費や維持管理費などの経費が節減できるなどのメリットがあることから、消防通信指令に関する事務の共同運用を平成25年10月をめどに開始する計画予定ですので、地方自治法の規定に基づき、下関市との協議により規約を定め、下関市・美祢市消防通信指令事務協議会を設置するためのものでありますとの説明がありました。

本議案について質疑・意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について、執行部より、平成24年3月31日をもって指定期間が満了になる加工施設で、大嶺町にあります通称虹工房と美東町にあるみとう味の館の2施設は、山村振興等農林漁業特別対策事業により整備された施設で、計画段階から市とJA山口美祢が中心になり検討がなされ、供用開始当初からJA山口美祢に管理運営に携わっていただいて現在に至っていることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定を適用し、審査会の決定により、公募によらず指定管理者をJA山口美祢に指定し、指定期間を平成24年4月1日から3ヶ年とする旨の説明がありました。

委員より、農産物加工施設でこれまでどういう商品開発が行われてきたかとの問いに対して、執行部より、まず虹工房については、菓子類4種類、みそ3種類等が考案されており、現在併せてもちや配食サービスを提供している。また、みとう味の館については、同じく菓子・みそ・漬物の商品開発がなされ、現在の販売はその他、もち・弁当等であるとの説明でありました。

本議案についてその他質疑・意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について、執行部より平成24年3月31日をもって指定期間が満了になる当施設は、農林産物の特産品の販売・宣伝を通して地域産業の振興とまちの活性化を図ること、またこのことによる農業所得の安定・向上を目的として、新農山村地域定住促進対策事業により平成5年に整備されたもので、計画段階から市とJA山口美祢が中心になり検討がなされ、供用開始当初は美東町産業振興協会が運営管理しておりましたが、その後、

中心的役割を担っていたＪＡ山口美祢に管理運営に携わっていただいていたことから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定を適用し、審査会の決定により、公募によらず指定管理者をＪＡ山口美祢に指定し、指定期間を平成２４年４月１日から３ヶ年とする旨の説明がありました。

本議案について質疑・意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定について、執行部より平成２４年３月３１日をもって指定期間が満了になる当施設は、平成３年３月に美東町桂岩小学校と大田小学校との統合を機に桂岩小学校が廃校となり、平成７年に地域住民の生活・生涯学習の拠点とした活用と都市住民との交流促進を目的に設立され、桂岩ふれあいセンター管理組合に今日まで管理運営していただいております。また、地域振興の観点から、地域を理解し、地域の魅力を十分に発揮できる地域住民の組織による運営管理が望ましいことから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定を適用し、審査会の決定により、公募によらず指定管理者を桂岩ふれあいセンター管理組合に指定し、指定期間を平成２４年４月１日から３ヶ年とする旨の説明がありました。

本議案について質疑・意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定について、執行部より平成２４年３月３１日をもって指定期間が満了になる秋芳名水特産品直売所は、当初、地域の活性化を目的として有志が集まり、簡易テントでの特産品販売が原点で、その後、地元の強い要望を受け、平成２年度に地産地消市域農業の活性化、地域及びコミュニティ醸成を目的に施設がつくられ、管理運営は当初から堅田地区が請け負っており、秋芳名水ふれあい広場の管理についても同様に業務委託を受けていることから、当該施設の設置経緯に固有の事情があることと、地域で管理することにより地域の魅力を十分に発揮できる管理体制がとれることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定を適用し、審査会の決定により、公募によらず指定管理者を堅田地区に指定し、指定期間を平成２４年４月１日から３ヶ年とする旨の説明があ

りました。

委員より、ふれあい広場に展示してある零戦の飛行機の周りに、以前はロープが張られていたと思うが、現在、子供たちがさわっても安全な状態であるのかとの問いに対し、執行部より、指定管理をお願いしております堅田地区に点検を依頼し、点検の結果、特に異常はないということで、現在規制をかけていないとの報告を受けているとの報告を受けているとのことであります。

その他の質疑につきましては割愛させていただきます。

本議案について質疑・意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号土地改良事業の施行について、執行部より、これは市が事業主体となって、於福町下萩原地区にある危険ため池、石宗ため池という名前ですが、堤長54.3メートル、堤高2.4メートル、受益面積3.3ヘクタール、受益戸数10戸で事業費5,400万円を見込んでいることと、事業手法として国庫補助事業のため池等整備事業により、事業費割合は国50%・県35%・市13%・地元受益者負担2%で、平成24年度から2ヶ年で改修施工する旨の説明がありました。

本議案について質疑・意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号市道路線の認定について、執行部より、これは路線名を古烏帽子嶽線といい、延長区間190メートル・幅員3メートルで、平成22年3回定例議会で請願採択されたものですが、昨年7月15日の災害により農道の一部が崩壊したため、復旧工事等により今日に至っているとの説明がありました。

委員より、市道認定がされれば舗装を考えているのか、また、幅員等の関係があると思うが、農道の交付税と市道の交付税の違いがわかれば説明願いたいとの問いに対し、執行部より、舗装についてですが、現時点におきましては考えていません。また、交付税は当然市道認定後は交付税の対象になりますが、いずれにしましても市道のほうが交付税は多いと思いますとのことであります。

本議案について質疑・意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案9件につきまして審査を終了し、その他

について委員に発言を求めたところ、次のようなことがありましたので報告いたします。

委員より、東厚保町江の河原地区の土地改良区整理はどういう状況であるのかとの問いに対し、執行部より、当初計画段階では植柳地区と一体的に法人化していくという考えであったが、現在は形態育成事業という事業に沿って、江の河原地区の圃場整備を進めるよう考えています。この段階で植柳ファームとは切り離し、江の河原だけの組織づくりということに切りかわっています。また、事業採択はされていますとの答弁でありました。

以上をもちまして、建設観光委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会に関する件について、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 山本昌二君 登壇〕

教育民生委員長（山本昌二君） おはようございます。只今より、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして本委員会に付託されました議案7件につきまして、去る12月6日、委員全員出席のもと委員会を開催いたしましたので、その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い御報告を申し上げます。

まず最初に、議案第9号美祢市立小学校設置条例の一部改正について御報告申し上げます。

執行部より、このたびの改正は、美祢市立鳳鳴小学校において、平成24年度から通学する児童が見込めないことから、平成24年3月末をもって鳳鳴小学校を廃止するため、美祢市立小学校設置条例、美祢美東地域告知放送の設置及び管理に関する条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、改正の内容としては、鳳鳴小学校の廃止とともに、当小学校に設置してあります美祢地域告知放送野外放送機の場所を小学校から、綾木景平の美祢市鳳鳴体育館及び

美祢市鳳鳴運動場として、市民の皆様が使用できるよう主要の改正を平成24年4月1日から施行するものと説明が執行部からございました。

委員からの質問として、3集落から、施設等が地域振興に役立てばという要望があるのではないか。何かお考えがあればとの問いに対し、執行部から、鳳鳴小学校の3地域、大石、景平、薬王寺で編成されています当該小学校の教育後援会が、校舎の利用について、来年10月ごろを目途に、考え方を市のほうへ示したいということで協議されておられると聞いていますと答弁がありました。

この議案につきましては、他に質疑・意見なく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）について御報告します。

執行部より、初めに民生費・社会福祉費・社会福祉総務費・負担金について説明があり、地区民生委員協議会活動助成事業に係る補助限度額が引き上げられたことに伴い、26万円計上しましたと説明があり、次に、障害者福祉費・償還金、利子及び割引料の434万2,000円については、障害者自立支援給付事業の受給者数が当初の見込みより少なかったことによる平成22年度分国・県補助金精算返還金ですと説明がありました。

次に、老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金60万8,000円の増額補正は、人件費や事業量の増に伴う補正ですと説明がありました。

次に、福祉医療助成事業費の扶助費1,898万7,000円は、重度心身障害者分の医療費増加分に伴うものですとの説明がありました。

次の共楽荘費の運営事業費22万9,000円、老人憩いの家管理経費27万3,000円、カルストの湯管理経費48万2,000円の増額補正は、原油価格の高騰に伴い、ふるに使用する灯油代の単価の上昇によるものですとの説明がありました。

次に、高齢者コミュニティセンター管理経費の施設補修工事費660万の増額補正は、昭和57年秋芳町秋吉に建設され、現在、地域の高齢者福祉の拠点施設として指定管理者である美祢市社会福祉協議会が管理運営していますが、雨漏りやコンクリート部分の亀裂が考えられることから、その補修の経費との説明がありました。

国民健康保険は、国民健康保険特別会計への繰出金と後期高齢者医療費の療養給

付費負担金 1,045万8,000円の増額補正が主なものですとの説明がありました。

次に、児童福祉費・児童措置費の803万2,000円は、広域保育委託料225万1,000円と子ども手当特別措置法の対応に係る電算システム変更委託料548万1,000円が主なものですとの説明がありました。

衛生費は、カルストクリーンセンターの管理運営経費330万円は、燃料費の値上げに伴うものですとの説明がありました。

次に、教育費・中学校費・学校施設整備費は財源更正で特定財源で国・県支出金8,302万4,000円を減額、地方債を8,300万円増額するものと説明がありました。これは大嶺中学校の改築事業に関する経費ですとの説明がありました。

次に、保健体育費の体育施設費3,275万5,000円の減額補正は、秋芳プールの改修について、県立美祢高等学校の再編計画が公表され、美祢高等学校プールを秋芳プールに代替し、施設として利活用するとの選択肢ができたことなどの諸事情により見合わせるということになったものです。秋芳南中学校は、美祢高等学校のプールを利用しており、来年度についても利用は可能であり、秋芳地域の中心部に位置することなどから、秋芳プールの利用については、今後県の動向を見ながらこの施設を利用するということできたいということもありますが、その周辺の環境整備につきましても総合的に進めたいという説明がありました。

次に、歳入について、国庫支出金・国庫負担金・民生費国庫負担金・児童福祉費負担金157万7,000円を計上して、また生活保護費負担金として691万2,000円計上しています。これは広域保育事業に対応する国庫負担金と、平成22年度生活保護費国庫負担金精算金交付分との説明がありました。

教育費国庫補助金8,302万4,000円の減額補正は、大嶺中学校改築工事の国庫補助基準が変更になり、国からの安全・安心な学校づくり交付金8,302万4,000円が当初の見込みより少なく交付決定されたことによりますと減額補正の説明がありました。

次に、県支出金・県負担金・民生費県負担金・児童福祉費負担金の78万9,000円は広域保育事業に係る県費負担金です。

次の民生費県補助金・社会福祉費補助金の647万9,000円の内容は、いわゆる内訳ですが、地域民生委員協議会活動助成事業費26万、福祉医療費助成事業

の重度心身障害者分 6 2 1 万 9 , 0 0 0 円で、児童福祉費補助金 5 4 8 万 1 , 0 0 0 円は、子どもの手当支給事業に伴う電算システム改修経費として 1 0 割の補助ですとの説明がありました。

また、諸収入の民生費雑入 6 5 2 万 5 , 0 0 0 円は、福祉医療費助成事業の重度心身障害者分に係る高額医療費等返還金ですとの説明がありました。

さらに、美祢市斎場ゆうすげ苑の指定管理料 4 , 8 9 3 万 3 , 0 0 0 円の債務負担行為の補正は、平成 2 4 年度から 2 6 年度までの指定管理料と説明がありました。

この議案につきまして、1 件質問がありましたけれども、割愛させていただきます。

そうということで、意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案どおり可決されました。

次に、議案第 2 号平成 2 3 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、御報告します。

執行部より、療養給付費 4 , 2 9 7 万 9 , 0 0 0 円の増額補正は、退職者医療制度該当者への切り替え勧奨を強化した結果、退職者被保険者数の増加に伴うその医療費の増加に対応するための増額補正と説明があり、そのほかの項目にも増額補正の説明がありましたが、割愛させていただきます。

また、平成 2 2 年度国民健康保険療養給付費等負担金及び平成 2 2 年度健康診査保健指導事業費等の確定に伴う精算金で、国庫等償還金 4 , 6 8 0 万 8 , 0 0 0 円を増額補正ですと説明がありました。

また、予備費には今後の医療費の増加に備え、6 , 8 7 3 万 1 , 0 0 0 円増額補正をしましたと説明がありました。

次に、歳入につきましては、各費目の決算見込みを想定して、それぞれ費目ごと数値が計上されましたが、特に療養給付費等交付金の現年度分 5 , 4 0 5 万 2 , 0 0 0 円の増額補正は、歳出の退職療養給付費、退職高額療養費の増額への対応分ですと説明がありました。また、平成 2 2 年度決算の結果、前年度繰越金として 9 , 9 8 1 万 7 , 0 0 0 円を増額補正し、充当すると説明がありました。

この議案につきましては、質疑・意見なく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号平成 2 3 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

について御報告申し上げます。

地域包括支援センター業務において、現在、美祢地域と美東地域においては直営で、秋芳地域においては社会福祉法人の業務委託によって、それぞれが運営しています。直営で行っています美祢地域と美東地域については、飛び地ということで効果の悪さを感じており、その解消策を検討しているところです。これからは、秋芳地域包括支援センターの設置者が合併前よりセンターの業務を実施してこられ、経験や実績は申し分ないということで、当該法人に決定したと説明があり、これに關した予算を計上しましたと説明がありました。

これにつきまして1件質疑がありましたが、割愛させていただきます。

また、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部より、歳入歳出それぞれ126万2,000円の追加は、平成22年度後期高齢者医療保険料の精算金及び過誤納付還付金で、その財源は前年度繰越金で対応しましたと説明がありました。

この議案につきましては、質疑・意見なく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定について、執行部より、美祢市伊佐町伊佐に設置している美祢市心身障害児（者）福祉施設ひのでの指定管理期間が24年3月31日をもって満了しますが、公募によらない指定管理者として社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を平成24年4月1日から27年3月31日まで間、再指定するものと説明がありました。

この議案につきましては、質疑・意見なく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号美祢市火葬場の指定管理者の指定について、執行部より、美祢市斎場ゆうすげ苑は、平成21年4月1日から2回目の指定管理者による管理運営を行っていますが、指定管理期間が平成24年3月末で終了しますので、去る9月26日から10月7日の間公募しました結果、応募者は有限会社こまつ1社でしたが、諸手続を終えて、有限会社こまつを指定管理者候補者として決定したものですと説明があり、質疑・意見なく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原

案のとおり可決されました。

以上で、壇上からの教育民生委員長報告を終わります。

なお、閉会中においても、本委員会に関する件について、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告を申し上げます。

〔教育民生委員長 山本昌二君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。三好議員。6番（三好睦子君） 質問いたします。議案第5号で介護保険の包括的継続的ケアマネジメントの事業の（発言する者あり）議案第5号です。その説明の中で、包括的継続的ケアマネジメント事業の説明がありました。その中で、意見が1件ありましたが割愛させていただきますと聞きましたが、どんな御意見だったのでしょうか。割愛された部分が知りたいです。

議長（秋山哲朗君） 委員長、いいですか。委員長資料ありますか。山本委員長。委員長、確認しましょう。ちょっと休憩しましょうか。ちょっと確認しますので、暫時休憩したいと思います。確認でき次第すぐ開会いたしますので、よろしくをお願いします。

午前10時40分休憩

.....

午前10時58分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほどの三好議員の質問に対して、山本委員長のほうから報告がございます。山本委員長。

教育民生委員長（山本昌二君） 質問2件を割愛させていただきましたとさっき申し上げましたが、この2件につきまして、質問の内容と執行部からの答弁の内容をここで説明させていただきます。

初めに、介護給付費準備金の、いわゆる準備基金元金5,000万円が補正されている。現在の基金が幾らありますかとの問いに対し、執行部から、現在約2億2,000万円の積立金がありますとの答弁がありました。

次に、運動機能の低下の防止のための事業がありますが、その事業の参加人数と効果についてお伺いしますとの質問に対し、執行部より、運動機能向上に向けたトレーニング事業がありますが、参加者は平成21年度336人、平成22年度は

241人ですとの答弁がありました。今、新たな認定者の増加はある程度抑制できていると言えると思いますとの答弁がありました。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 安富法明君 登壇〕

総務企業委員長（安富法明君） それでは、総務企業委員会の委員長報告を行います。

11月30日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議案8件につきまして、12月7日午前9時30分より、委員全員出席のもと審査をいたしましたので、その経緯と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議案第8号市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、執行部より、地方公務災害補償法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用している同条例の条項の修正ですとの説明がありました。

本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）について、執行部より、歳出で財産管理費に積立金6億2,000万円、総務管理費においてふるさと応援未来創造交付金事業の交付額が決定したので、不用額の減額補正、24年度実施分は債務負担行為を設定する。さらに、県議会議員選挙並びに農業委員会委員の選挙が無投票となったことに対する選挙費の減額補正、歳入において地方交付税の増額、選挙に関する県の委託金の減額、決算に伴う繰越金の計上について等の説明がありました。

委員より、給与費の明細書について、管理職手当が予算時と比較しどの部署も増加しているが、理由は何かとの問いに、執行部より、職員の昇格に伴うものです。また、委員より、子ども手当の変更に伴う補正とあるが、どのように変わったのかとの問いに、執行部より、国の制度の変更で、10月より一律1万3,000円で支給されていたものが、ゼロ歳から3歳未満が1万5,000円、3歳から小学校

終了までが1万3,000円であったものが1万円、中学生は1万円に変更になりましたとの説明がございました。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をされました。

議案第4号平成23年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、人事異動に伴う人件費の補正ですとの説明がございました。

本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

議案第7号平成23年度美祢市水道事業会計補正予算(第1号)について、執行部より、収益的収支において、電気料の燃料費調整額が1キロワットアワー当たり1.3円値上がりすることから、上水道事業費、美祢簡易水道事業費において動力費を加算、各会計システムのソフト改修費委託料と人件費の減額分を補正し、合計で3万4,000円の増額補正となり、予定損益計算書において当年度純利益が当初予算より10万4,000円増加し、147万4,000円、当年度未処分利益剰余金が3,079万7,000円となる予定であること。さらに、資本的収支において於福簡易水道のポンプ場用地購入費として180万円を補正いたしますとの説明がありました。

委員より、動力費について、美東、秋芳の簡易水道は補正しなくてよいのか。また、用地費について、拡大する理由と用地の地目と単価について詳しく説明してほしいとの質疑がございました。

執行部より、美東、秋芳の動力費は当初の予算内で消化できる見込みであること。用地費は平成8年に西寺の拡張を行いました。その後福祉施設、商業施設等もできて、給水量が倍増いたしました。用地費は平米当たり4,500円、地目は田ですが、180万円を限度に、土地の鑑定評価を出しまして交渉することにしていきますとの説明がありました。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしております。

議案第11号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、執行部より、平成24年3月31日をもって山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から周南東部環境施設組合を削除し、同年4月1日

より同組合の交通災害共済事務を共同処理する団体に周南を加えるものですとの説明がございました。

本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

議案第12号山口県市町総合事務組合の財産処分について、執行部より、先ほどの退職手当支給事務を共同処理する団体から周南東部環境施設組合が離脱することに伴う財産処分ですとの説明を受けました。

本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

議案第13号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてでございますが、執行部よりMYTの指定管理期間が満了したことにより、改めて同施設の指定管理について議決を求めるもので、施設名は美祢市有線テレビ、指定管理者となる団体は山口ケーブルビジョン株式会社、期間は平成24年4月1日より平成27年3月31日までの3年間です。

なお、本会議において、竹岡議員より指摘のありました監査につきましては、山口ケーブルビジョンと協議し、適切な監査資料をできるだけ早く提出いたしますとの説明を受けております。

本案に対する質疑・意見でございますが、委員より、基本協定書の第49条にもあるように、必要に応じ実地に調査し、または書類の提出を求めることができることある。1月に監査を行おうと思ったら監査ができるような資料ではなかった。認識不足か、美祢市が軽んじられたのか、協定書を交わすときには再度確認してほしいと申し上げたものです。また、委員より、かねてより交渉中の九州波の再放送について、その後の状況報告ができるかとの問いに、執行部より、6月21日に総務大臣から山口ケーブルビジョンに対しては、すべての局を再放送することが適当である旨の裁定が下され、MYTには拒否処分という通知がなされました。しかし、その後、山口ケーブルビジョンの放送エリアにあっても県内局と重複する3波、これはKBC、RKB、FBSですか の放送はできない状況が続いております。前向きに検討しているが、いましばらく猶予をいただきたいとのことです。MYTにつきましては、引き続き歩調を合わせ協議を続けてまいりますとの答弁がございました。

結果でございますが、本案は採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

議案第19号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について、執行部より、指定期間の満了に伴い、公募によらない指定管理者として選定するもので、施設の名称は美祢市農林資源活用施設、指定管理者となる団体の名称は美祢農林開発株式会社、指定の期間、平成24年4月1日より平成27年3月31日までの3年間とするものですとの説明を受けました。

本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

以上、総務企業委員会に審査の付託を受けました議案8件につきまして報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども所管事項に関する調査を実施する旨、議長に申し出ておりますので、申し添えておきます。

以上でございます。

〔総務企業委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今建設観光委員長、教育民生委員長、総務企業委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。

観光交流推進特別委員長。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 登壇〕

観光交流推進特別委員長（下井克己君） それでは、観光交流推進特別委員会の委員長報告を申し上げます。

12月8日午前9時30分より、観光交流推進特別委員会を、委員1名欠席のもと、開催いたしました。

まず、秋吉台上及びその周辺に点在する廃屋、老朽化し閉鎖したホテル等の空き店舗及び附帯施設に対する市の関与の範囲及び撤去を行うための方策について、検討事項及びその見解についての説明が執行部よりありましたので、報告いたします。

事項1。現状において、以下の事例について、市がどの範囲まで関与できるか。

まず、観光客の安全性や防犯上の問題から、定期的なパトロールを要望する市民からの声があるが、立ち入り点検を行うことが困難であると考え、市及び地域団体が行える行為の範囲について。

市道については、市の管理責任が及ぶので、市としては市道に危険が及ばないか確認を定期的にする責任があると考えられ、また危険が及ぶようであれば、応急処置等の対応をとる必要がある。(道路法16条・42条・44条)しかしながら、建物内への定期的なパトロールは、民間所有の建物への立ち入りであり、市自体がいかなる権限に基づいて立ち入りできるか検討する必要がある、よほどの必要性・合理性がなければ、市であっても単なる不法侵入になりかねない。また、建物内へのパトロールを行う人への安全面にも問題があり、危険性の有無、程度を判断できない以上、建物内へのパトロールは難しいと考える。

ただし、観光客が建物に立ち入ることは危険であるので、立ち入らないように促す看板を立てたり、ロープを張るなど事実上の措置をとることはできる。(道路法42条・44条)

また、第三者が建物に立ち入るなどの防犯上の問題への対策については、その都度警察に報告するなどして、重点見回り地域にしてもらうなどの働きかけはすべきと考える。

次に、老朽化した家屋からの落下物による観光客の負傷等に対する市の責任について。

老朽化した家屋から落下物によって市道の歩行者あるいは走行車両に損傷を与えた場合に、市は市道の管理責任があるとして不法行為責任(国家賠償責任)を問われるおそれがある。最高裁、昭和50年7月25日、第3小法廷判決。札幌高等裁判所、平成20年4月18日判決。これらの判決、裁判例は、国道や高速道路についての事例であるので、必ずしも市道にそのまま用いられる判例ではないが、国家

賠償責任の適用条文（2条）や考え方は同様であり、参考にすべきである。よって、今回のように市道における危険性のある程度把握している場合には、市に賠償責任が発生しないように事故を未然に防ぐ措置（立て看板の設置・応急措置）または市道管理という意味でのパトロール点検が必要と考える。

そして、前の判例を含め、現状での市としての管理責任について。

落下物が複数回（場合によっては1回でも）あったなど危険性が具体的に発生した後に、実際に落下物によって市道の歩行者あるいは走行車に損害を与えた場合は、市としての管理責任を問われかねないことから、市として市道に関する要綱等を遵守した上で、さらなる安全対策を考える必要がある。

事項2。市としては、景観上・防犯上の問題から廃屋の撤去を行うことが必要と考えている。その場合に、市がどのような法的手段により具体的に対応できるか。

対象建物（廃屋）はいずれも破産会社の所有であり、かつ土地は第三者の所有であるという特徴がある。地主みずからが明け渡しを求めない場合、市としては土地を地主である第三者から有償で買い取るか無償で譲渡を受けて土地所有者となり、建物所有者を相手に、所有権に基づく建物収去土地明け渡しの裁判を行う必要がある。ただし、建物所有者は破産会社であるので、裁判をするために相手方に特別代理人を立てる必要がある。

会社が破産手続を開始した場合、原則として会社の財産は破産管財人の管理下に移り、すべて破産管財人によって換価処分され、債権者に配当されることとなる。ただし、換価見込みのないものは破産管財人が放棄し、会社の管理下に戻る。

なお、破産会社は破産手続開始決定と同時に解散し、破産終結または破産廃止によって、事実上清算が終了したものとして法人格を喪失するものとされているが、その場合でも、会社に財産が残っている限りは、その清算の範囲内で法人格を有するとされている。

しかし、破産手続開始決定によって解散した会社は、取締役、監査役の全員が破産手続開始による委任契約の終了によってその地位を失っているため、そのままでは会社を代表するものが不在のため、破産会社を相手に処分を求めることができない。従って、建物収去土地明け渡しといった処分を求める裁判を行うためには、別途破産会社の代表者と同様の権限を有する特別代理人を裁判所に選任してもらう必要がある。（民事訴訟法35条・37条）。

なお、特別代理人の費用は、市が負担することとなり、建物収去土地明け渡しを求める裁判に勝っても、相手方に資力が無いので、強制執行での建物撤去等費用は市（土地所有者）が負担せざるを得ないとの説明がありました。

この説明に対しての質問と答弁を報告いたします。

委員より、秋吉台や広谷地区における廃屋の現状は、対処することができにくいとなると、多くの観光客が来られてもよいイメージは持たれない。それを放置しておく危険性も及び、そして何らかの人的・物的な損傷が起こると、世間もマスコミもニュースする。市として少しでも前進する方向を検討する考えはとの質問に対し、執行部より、景観上の問題はあります。観光客の皆さんに快適な観光地としての提供という意味では、同じように支障があるのは十分認識しております。しかしながら、法的な部分で行政がどこまで入れるか、現状といたしましては、今後の利活用も含めて、こういった方向性がよいのか持っていません。

ただ、安全上の問題がありますので、市道という観点から、今も定期的に見回ったり、安全面のこれまで以上の確保というのは当然進めてまいりたいと考えております。廃屋の取り扱いにつきまして、商店街の皆様、土地所有者の皆様とも今後協議を重ねていきながら、よりよい方向を模索してまいりたいと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、市は市道の関係で責任ということがあるかもしれないが、地主さんにもそういう責任はとの質問に対し、執行部より、当然地主である土地所有者についても、問題が起きた場合は市と同様に、土地所有者としての責任は発生しますので、それらを含め、土地所有者の皆様とも協議の場を持っていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、商店街の皆さん方の御意見と進捗状況はとの質問に対し、執行部より商店街も含めて、空き店舗の取り扱いについての意見交換は定期的に行っていますが、個人の所有について、商店街としてどこまで言えるのかという部分があり、土地所有者の理解をいただかないとなかなか前に進まない状況がありますので、粘り強く協議をしていくしかないと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、安全面と建物の安全性が厳しいところとか、景観に問題があるということについて具体的な手を打たれていますかとの質問に対し、執行部より、定期的な巡回をしていますし、廃屋の場合にはロープを張っています。それが十分かどうかも含

めて、市道の安全という観点から協議をしながら、安全面に努めたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、落下物が落ち、けがを負われると、損害賠償はどこが負うのか。起きる可能性は大ですから、今後どういうふうになれるのか、我々はこうしますということを書いていただきたいがとの質問に対し、執行部より、弁護士さんとお話をさせていただいた中では、法的な部分、民事的な部分の法的解釈からして、市がそこまで強制的に入ることは難しいだろうとの話でした。安全面も含めて、地主さんにもこういうことが起きるんだということを十分理解をいただいた上で、前に進もうと考えています。行政としてできることは少しずつではありますが、やっている状況です。今の安全面が適切かどうか、どこまでやれば安全性が確保されるか、よく調整させていただきたいと思っていますとの答弁がありました。

委員より、安全面からいうと、裁判を起こし、判決に勝ち、建物の撤去費用をしが全額負担してでも撤去するというのが一番確実に安全なのではないかと思いますが、これに対する試算はとの質問に対し、執行部より、直近での試算はありませんが、特別代理人を立てる費用は50万円程度、廃屋の撤去については七、八年前に一度している金額がありますが、これはアスベストを含んでいませんので、それを含めると5,000万円から1億円に近い費用がかかるのではないかと受けていますとの答弁がありました。

そのほかにも質問がありましたが、略させていただきます。

次に、ジオパークの進捗状況についての説明が執行部よりありましたので、報告いたします。

ジオパークに対する取り組みにつきましては、本年3月に策定されました美祿市観光振興計画の重点項目の一つとして挙げられており、それをもとに進めるに当たり、本年4月1日をもって総合政策部地域情報課内にジオパーク推進室ができ、職員すべて兼務ではありますが、6名の配置を行っております。その後、5月1日付をもちまして、日本ジオパークネットワークのほうに準会員として参加をしました。以降、糸魚川市、山口大学、日本ジオパーク委員会の事前相談など、観光振興課、文化財保護課の職員とともに研さんを積んでまいったところです。

ようやくこの15日に、ジオパークを進めるに当たっての第一歩といたしまして、みねジオパークシンポジウムを開催することとなりました。日本ジオパークネット

ワーク事務局の糸魚川市から1名、ジオパーク認定に関する審査機関日本ジオパーク委員会の事務局から1名の2名をお迎えして、基調講演を行うこととしております。

このシンポジウムを開催することにより、美祢市民の方がジオパークとは何かということを知っていただくことをきっかけにし、年明け1月、2月にセミナーの開催を予定しておりますので、多くの市民に参加していただきまして意識啓発に努める予定となっております。

その後、本年度の大きな目標でありますジオパーク推進協議会を3月をめぐりに立ち上げるよう現在進めております。協議会の開催につきましては、観光振興計画に出ている想定を参考にしながら検討を進めています。協議会の中のおもてなし部会につきましては、今回のシンポジウムを契機に、参加された方々または活動として参加が見込まれる方々に、観光協会、観光振興課、文化財保護課とも連携し、団体の声かけに努めて、3月にはある程度の形ができるように努力してまいりたいと考えています。

また、協議会、部会等の規約につきましては、先進事例が多々あり、情報を入手しておりますので参考にしながら、美祢地域に一番適合する規約をつくるように準備しているところです。

協議会を立ち上げ、1年をかけて、ガイド活動、教育活動、いろいろな分野についてセミナー等を随時開催するように準備を進めているところです。

観光振興計画のスケジュールで、日本ジオパークの認定が平成24年度で記載されていますが、山口大学、日本ジオパーク委員会等、お話をさせていただくに当たりまして、そうすぐ認定ということには至らない、まだまだ地域の底からの活動、機運の醸成が必要であるということから、24年度は困難かとは思っておりますが、早い時期に日本ジオパークの認定が受けられるように努力してまいりたいと思っております。と、ジオパークの進捗状況の報告を受け、本委員会を閉じました。

以上で、観光交流推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光交流推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。
安富議員。

22番（安富法明君） 委員長に1点だけお聞きいたします。

先日、シンポジウムもあったんですが、下からの積み上げが大切ですよというふうなことは、最初から議会で提案するときからわかっていることなんですが、そのことはいいとしまして、一つだけ、今委員長報告の中に出てきました推進協議会の話です。メンバーが今どういうふうな状況になっているのか、委員長のもとではわかっているのでしょうか、わかっていないのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 下井委員長。

観光交流推進特別委員長（下井克己君） この総合観光振興計画、これの59ページに美祢市ジオパーク推進協議会の体制イメージ図というのがありまして、このすぐ下に美祢市ジオパーク推進協議会というのがあります。これをベースに協議会を設立されると、先ほども申しましたとおりでございます。これを基本にということです。メンバーを読みましょか。美祢市観光協会、美祢市商工会、青年会議所、JA山口美祢とか、最後に行政と書いています。これをベースということです。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） これメンバーと言やあメンバーですけども、これは団体名しか書いてありませんが、ちょっと私の意見として申し上げて、考えていただきたいんですが、世界ジオパークに登録をされる条件の中に、やっぱり必須条件的なものがある。いつだったか新聞にもセミナーの件が出て、いろいろ市内の所要の路頭といいますか、見て歩いたりされているみたいなんですが、一つ気になるのが、行政として必ずやらなければならぬことというのに博物館があるんです。博物館がもう耐用年数を超えているといいますか、議会も指摘をしたと思うんですが、どうしても世界ジオパークに通用するような博物館の建設をしたい。これは思いますが、市長は笑っておられますが。そういうこと等を考えたときに、委員長、メンバーの中にもう少し、例えばそれなりに、要するにそれなりのものをつくろうとするわけですから、国や県の支援がいただきたいと思うんですよね。もっとも支援がないとできないと思うんです。したがって、そういうことに対して効果が期待できるような方、組織というところとちょっとおかしいかもしれませんが、そういうふうな方をどうしても入れておかれんと、なかなかいざというときの助けにならんといえますか、ちょっとあれが悪いかもしれませんが、そういうことを思っております。

ですから、これは委員長がお答えになるわけにいかんでしょうけれども、そういうことをぜひ委員長も漏れ何うところによれば、そういうふうな心配もだいしょう

されているように聞いておりますので、ぜひそういうことを見越した上で、この推進協会の委員のメンバーというものに対する、3月末をめどにというふうなことでありましたから、そういうこともぜひ委員会で取り上げながら、執行部と協議をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 下井委員長、今度議会の提言される所にありますから、その中に、今度3月議会が最後になると思いますので、その辺を踏まえて。下井委員長。

観光交流推進特別委員長（下井克己君） ありがとうございます。私個人的な意見は持っておりますが、委員会の中ではこの件についてはまだ話しておりません。ただ、もう一回委員会がございますので、ぜひその場で取り上げていきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光交流推進特別委員長の報告を終わります。

続いて、活性化対策特別委員長の報告を求めます。活性化対策特別委員長。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 登壇〕

活性化対策特別委員長（原田 茂君） それでは、只今より、活性化対策特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月8日午後1時半から1時52分まで、委員会室において、委員1名の欠席のもと、執行部の方々の出席をいただき委員会を開催いたしました。

本委員会は、11月までに6回開催しておりますが、本委員会のまとめとして中間報告書を作成し、この内容について委員の皆様にご審議いただきました。

委員より、報告書の文面について、「人材」の「ざい」が「材料」の「材」になっているが、「財産」の「財」にしたかどうかとの提案がありましたが、委員に了承され、訂正することにいたしました。

次に、委員より、空き家対策について、本委員会で議論した経過を踏まえて、24年度予算に反映される可能性がありますかとの質問があり、執行部より、今のところそういう状況ですとの答弁がありました。

その他質問・意見はなく、中間報告書を整理して最終報告書を作成することとい

たします。

続きまして、その他に移り、委員より、十文字原の件についてホームページ等で募集をしていると思いますが、その後多少動きがありますかとの質問があり、執行部より、ホームページに土地の利活用の募集をかけるとか、メガソーラーバンクの用地としての働きかけ、またリーディングプラザ十文字に進出しておられる企業への働きかけ等を実施しておりますが、今のところ決まっておりませんが、引き続き活用についていろいろな取り組みを行ってまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、十文字原の用地は無償提供するような議論すべきであるという意見がありました。

次に、委員より、現在の十文字原用地は原生林で地形がわからないので、伐採ぐらいしたらどうか、前向きに考えていただきたいとの意見がありました。

執行部より、情報収集の一つとして、現在、市の職員を県の企業立地のほうへ派遣しておりますが、一応予定として今年度3月末ですが、これから先も検討したいと考えておりますとの見解が示されました。

最後に、提言書・要望書のまとめですが、市民の皆様にはこの内容がわかりませんので、朗読して説明させていただきました。

以上、活性化対策特別委員会の委員長報告を終わります。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 活性化対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、活性化対策特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第8号美祢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であ

ります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第9号美祢市立小学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この案件について、鳳鳴校区の児童や保護者の方、地域の方、その他関係者の方々がよくよく協議された決断と思います。出された結論には反対ではありませんが、来年4月から廃校になった校舎や体育館など、管理や利用について、10月ごろ地域の方が提案なさるということでしたが、十分にこれが協議していただき、この地域が寂れていかないように御配慮いただきたいことを要望して、意見とします。

議長（秋山哲朗君） そのほか、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 総務企業委員会におりまして、会議が終わった後に情報を得たことなんです、発言することをお許しいただきまして発言させていただきます。

1号議案に賛成ですけど、新年度予算の策定の時期でもありますし、発言をさせていただきます。

職員さんの人件費の件ですが、合併して新市になったのに旧一市二町で職員の給与に格差があるのではないかと思います。特に女性職員さんで在籍年数同年であり

ながら格差があるのではないかと思うのですが、昨年、一昨年でしたか、このことについてお尋ねいたしました。そのときは、そんなことはないという回答でしたが、いま一度確認をしていただきたいのです。

それともう一件、12月の何日でしたか、美東地域で広範囲に停電がありました。我が家だけかと思って、停電かなと思って外を見ましたら、周り一帯が停電でした。長時間の停電は何が原因か気になるところですが、停電なので有線放送もできません。災害のときに緊急連絡として防災メールのようなシステムが、防災メールを私入れているんですけど、皆さん入れておられるかどうかわかりませんが、特に視覚障害者、目の見えない方は携帯で音声で情報がとれます。そして、耳の聞こえない方は、伝達方法としてこの防災メールのシステムが普及をさせていただいたら、ほんとに助かるのではないかと思います、このことを申し上げて意見とします。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、今御意見ですけれども、初めの女性の職員の格差の話がされましたけれども非常に、これ今、結構MYT見ておられる方が多いもんで誤解を招くような発言であると思うんですよね。実際、前、調べられた時、ないという発言があったと思うんです。それでまた再度あるというのは、何か実証を得て言われておられることですか。三好議員。

6番（三好睦子君） 一旦、訂正としまして、実証を、あった……、確認いたします。

議長（秋山哲朗君） そうですね。大事なことですから、もしも発言の訂正をなさるのであれば訂正なさって、もう一度自分がみずから確認をされて質問され、総務企業委員会まだ3月にありますから、されるということで訂正されたほうがいいかと思えますけれども。訂正ということでいいことですか。今の発言は。

6番（三好睦子君） 訂正いたします。

議長（秋山哲朗君） ちょっと訂正だけしてください。そのことがあると思えますので。初めの発言に対して訂正されますか。三好議員。

6番（三好睦子君） はい、すみません。訂正いたします。

議長（秋山哲朗君） よく確認をされて、3月の総務企業委員会のほうで、また質問されたらいいんじゃないかと思えます。

そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号平成23年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この議案に反対です。国保加入世帯は、国保税が収入に対して占める割合が大きくて、生計を圧迫しています。今回の予備費の補正は6,000万円です。従って、平成23年度の予備費の合計としては9,500万円ありますが、このうちの4,000万、国保加入世帯が4,300戸ということで、4,300万円を回すことで、加入世帯の約1世帯当たり1万円の引き下げができるのではないかと思います。国保税を払いやすくすることがほんとに大事ではないかということをお願いして、意見とします。

議長（秋山哲朗君） そのほか本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号平成23年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であ

ります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号平成23年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号平成23年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この議案に反対です。包括的継続的ケアマネジメント事業で、美東地域が今までは美祢市が直営だったものを、平成24年度から業務委託される。そのための準備という補正ですが、その業務委託されることに反対です。

美東地域は、合併後も市の直営でいくということになっていたはずですが。美東町が飛び地だからといって、市の直営から切り離して委託するというのに反対で、この議案に反対です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決され

ました。

日程第9、議案第6号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） いつものことなんですが、後期高齢者のこの案に反対です。

ほんとに75歳の人に大きな負担となっています。75歳以上の方はどこで働けというのでしょうか。働くところはありません。収入は唯一年金だけです。目減りした年金から後期高齢者の医療保険や介護保険を天引きされては、高齢者世帯ではほんとに暮らしにくくなります。医者にもかかるのが回数が減らされてきます。こんな高齢者いじめのこの後期高齢者医療保険制度に反対です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号平成23年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） この水道事業会計補正予算につきましては、人事異動に伴う補正額の減額ということでありまして、またそういった点についても予算上、大きな動きがなく、適切に処理されているということで、賛成ということで賛成討論させていただきます。

ただ一つ、意見として、諸事情によって、例えば市営住宅を明け渡さなければならぬ。また出ていくという方に対して、その5日前に明け渡し届というのを建設課に届け出します。また、美東、秋芳町には総合支所は建設経済課へそういう明け渡し届を出すようになっております。それで、併せてまた上下水道の使用届、中止届を上下水道局へ出していくわけでありましてけれども、その届け出をもう市営住宅

を出るといふことで明け渡しすればもういいといふことで、上下水道局へ使用中止届を出さない場合も忘れてあるわけです。そして、市営住宅を出てから何ヶ月して使用料を、当然使っていない。メーターがゼロにもかかわらず、上下水道の基本料金がぱっと来て、5,000何ぼとか来たといふことで、そういった、そりゃ本人のほうが届け出をしなかったといふことは非常に問題がありますけれども、ただ市営住宅のほうに明け渡しといふことで、明け渡し届を出してもうそれで安心されている方が非常におられる。そういったところをしっかりと上下水道事業局、そして建設課の市営住宅を担当される部署、また市民課、その辺がしっかりと私は連携をとっていくことが、こういった市営住宅を出て後上下水道の請求書が来るといふことはないと思うんです。だから、そういったところをしっかりと行政の横の連携を深めていっていただきたいなと、意見として。小さいことかわかりませんが、小事が大事ですので、どうかその辺も御配慮していただきたいといふことをお願いしまして、賛成討論とします。よろしくお祈いします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号下関市・美祢市消防通信指令事務協議会の規約の制定及び設置についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 1 2、議案第 1 1 号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 1 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 1 2 号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 2 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4、議案第 1 3 号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 3 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第15、議案第14号美祢市心身障害児(者)福祉施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号美祢市火葬場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第16号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第18、議案第17号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第18号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第19号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 2 1、議案第 2 0 号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 0 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2、議案第 2 1 号土地改良事業の施行についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 1 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3、議案第 2 2 号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 2 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらに、お諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

村田市長さん、ごあいさつがございましたらお願いいたします。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 平成23年12月定例市議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

今期定例会に提出をいたしました重要な諸議案につきまして、慎重に御審議をいただき、原案のとおり御議決を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

さて、本年を振り返ってみますと、東日本大震災という未曾有の大災害の発生によりまして、多くの尊い人命が犠牲となりまして、東北地方が壊滅的な被害を受けることなど、国民の安全・安心が脅かされた1年でもありました。復興までの道のりは長く険しいものと予想されますが、災害時における我々美祢市のような基礎自治体の重要性や、復興に向けて国民が一つになる中で、支え合いや地域つながりの大切さを再認識をさせられた1年でもあったと思っております。

一方、美祢市においては、第1次美祢市総合計画の2年目といたしまして、基本理念の実現に向けて着実に前進をした年であったと考えております。

特に、私の政策の柱である観光立市交流拠点都市の実現に向けました観光振興策においては、秋芳洞のリニューアルや観光サインシステムの整備などの効果により

まして、秋芳洞の入洞者が、現在、対前年比で約3万5,000人の増加で推移をいたしております。確かな手ごたえを感じているところであります。

加えて、韓国サイクリングツアーの誘致や、さきの11月に台湾を訪問いたしまして、南投県の李県知事との友好交流を促進する確認書を調印したところであります。交流拠点都市美祢市として光り輝きますように、今後もアジア圏からの観光客獲得と交流促進を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、本年はJR美祢線の復旧再開、また美祢社会復帰促進センターの増設棟の完成がありました。さらには、美祢工業団地への企業誘致の成功、また山口国体の成果など、喜ばしい出来事も相次いだところでございます。

これらは、混沌とした、なお予断を許さない社会情勢の中で、本市の未来への希望の光と感じているところであります。

さて、私の来年のテーマは、スプリング美祢でございます。スプリングの意味は、直訳すると日本語ではねでございますけれども、本来はさまざまな意味を持っております。すなわち、一つは春、一つは泉、一つは躍進、そして最後に柔軟。この柔軟な姿勢がわき出る泉のような、大きな力を生み出し、美祢市の躍進を支え、春のようによい時期を迎えることができますようお願い、誠心誠意来年取り組んでまいりたいというふうに考えております。

本年も余すところあとわずかとなりました。議員の皆様方には今後とも変わらず御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

これから寒さもいよいよ増してまいります。議員の皆様方におかれましては、お体を大切にされまして、御健勝で御多幸な新年を迎えられますよう、心から御祈念を申し上げます。また、このMYTを見ておられます市民の方々も、どうか幸せな新年を迎えられますように、ほんとに心より願っております。

これをもちまして、私からのごあいさつとさせていただきます。1年間本当にありがとうございました。

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

議長（秋山哲朗君） 12月定例市議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この1年間、議員の皆様方並びに執行部の皆様方には、温かい御支援と御協力を賜りまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

本年を振り返りますと、3月定例会におきまして美祢市議会基本条例を全会一致で可決、制定いたしました。本条例を美祢市議会の最高規範として定め、議員相互の自由討議を推進するとともに、一般質問には一問一答方式を取り入れ、行政からの反問権も付与いたしました。

また、議会の透明化を推進するために、議員が地域に出向く議会報告会を年2回開催、議会だよりを年4回発行、そして市議会ホームページ等の一層の活用により開かれた市議会を目指していきたいと考えております。

さらに、美祢市有線テレビ放送が市内全域でサービスが始まり、市議会の議会放映も市民の皆様にご視聴いただいております。MYT放送は、全市民の皆様が平等に素早く情報を共有することで、市民参加のまちづくりに大きく寄与するものと期待しております。今後ともでき得る限り、市議会の最新情報を積極的に発信いたしますので、市民の皆様には市議会の役割や活動について一層御理解を深めていただき、効率的なまちづくり推進のため、さらなる御支援をお願いいたします。

新しい年におきましても、市民の皆様のご声を市政に反映していくことを第一の基本とし、開かれた市議会を目指し、さらなる努力と研さんを重ね、執行部とともに市政の推進に邁進していく所存でありますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

終わりに臨みまして、寒さに向かいます折から、皆様方にはどうぞ御自愛くださいまして、お健やかに輝かしい新年をお迎えになりますようにお祈り申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。

大変1年間、ありがとうございました。お世話になりました。

〔議長 秋山哲朗君 議長席へ着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて、平成23年第4回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

なお、議員の皆様には、午後1時より会派代表者会議、また終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、御出席のほどよろしくお願い申し上げます。

午後0時10分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月22日

美祢市議会議長 秋山哲朗

会議録署名議員 馬屋原真一

〃 岡山隆